

## 令和3年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）第26条の規定に基づき、県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するための調査を実施した。

### 1 調査結果

県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について調査を実施した。

その結果、公共用水域（水質）で2か所（境川、山田川）環境基準を超過したが、それ以外の全ての地点で環境基準を達成した。

表1 調査結果の概要

区分(単位)		地点数	調査結果	環境基準	超過地点(濃度)	参考R2年度	
大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		10	0.0070 ~ 0.026	0.6	なし	なし	
公共用水域	水質 (pg-TEQ/L)	河川	29	0.047 ~ 2.5	1	境川(1.3) 山田川(2.5)	山田川(1.2)
		湖沼	3	0.17 ~ 0.46			
		海域	3	0.024 ~ 0.044			
	底質 (pg-TEQ/g)	河川	29	0.12 ~ 43	150	なし	なし
		湖沼	3	0.32 ~ 23			
		海域	3	0.11 ~ 6.2			
地下水 (pg-TEQ/L)		22	0.021 ~ 0.39	1	なし	なし	
土壌 (pg-TEQ/g)		22	0.018 ~ 13	1,000	なし	なし	

### 2 環境基準超過地点の原因究明調査

境川の水質については、環境基準を超過したことから4地点で追加の水質調査を実施したところ、上流1地点で基準超過が認められた。周辺状況の調査を行った結果、流域にダイ特法に基づく特定施設等で、排水を公共用水域に排出する施設は無く、いずれも検出された同族体構成比から、農薬由来のダイオキシン類と推定している。なお、境川は平成22年度にも環境基準を超過しており、当時も農薬由来であると推定している。

山田川の水質については、令和2年度にも基準を超過しており、流域にダイ特法に基づく特定施設等が無いことや、検出された同族体構成比から令和2年度と同様に農薬由来のダイオキシン類と推定している。

### 3 今後の対応

引き続き、河川等環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するとともに、事業場に対して規制基準の遵守や施設管理の徹底について指導を実施する。